

2021年1月8日

新型コロナウイルス感染拡大に伴う定期乗車券の取扱いについて

関東鉄道では、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、政府より一都三県を対象とする緊急事態宣言が発令されたこと等を受け、定期乗車券の取扱いについて、下記の通り実施致します。

※お持ちの定期券の「券面表示区間」に緊急事態措置の対象となる 1都3県(東京都、神奈川県、埼玉県又は千葉県)に所在する駅が含まれている場合に限り対象となります

1. 払いもどし額の計算方法

(1) 定期乗車券

下記条件にいずれも該当する定期乗車券に限り、2021年1月7日(木)以降の最終使用日を払いもどしの申出日とみなして、払いもどし致します。

【該当となる条件】

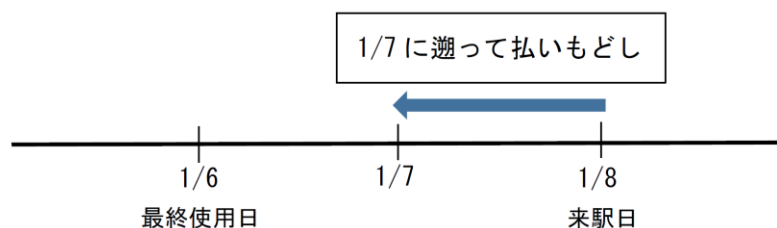
① 2021年1月7日(木)以前にご購入されている定期乗車券

② 緊急事態措置期間(2021年1月8日(金)から緊急事態措置を行う期間の最終日)の全部または一部期間を有効期間に含む定期乗車券

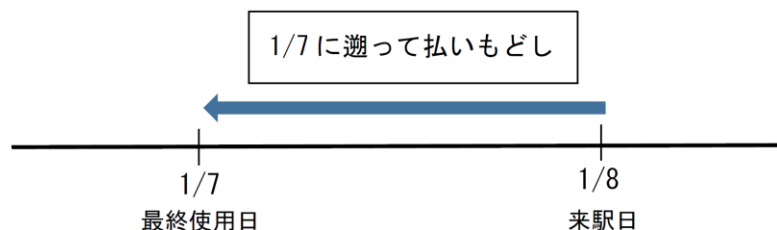
※1 定期乗車券の残りの有効期間が1か月未満の場合、有効開始日から7日以内の定期乗車券を除いて、払いもどし金額はございません

※2 通常の払いもどし同様、手数料220円を頂きます

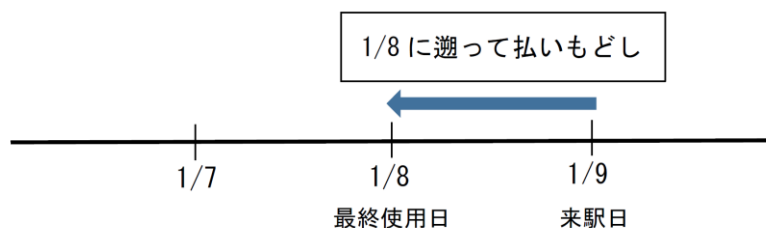
例1 : 2021年1月6日(水)が最終使用日で、1月8日(金)に来駅された場合
⇒ 2021年1月7日(木)を払いもどしの申出日とみなして、払いもどし致します。



例2 : 2021年1月7日(木)が最終使用日で、1月8日(金)に来駅された場合
⇒ 2021年1月7日(木)を払いもどしの申出日とみなして、払いもどし致します。



例3：2021年1月8日（金）が最終使用日で、1月9日（土）に来駅された場合
⇒2021年1月8日（金）を払いもどしの申出日とみなして、払いもどし致します。



※その他の乗車券については駅係員にお問合せ下さい。

2. 払いもどし可能期間

緊急事態措置終了日の翌日から1年間となります。ただし、新たに定期乗車券を購入されますと、払いもどしの対象となる定期乗車券が消去される場合がございますので、新たに定期乗車券をご購入される前にお申し出いただきますようお願い致します。

※払いもどし可能期間は、緊急事態措置終了日の翌日から1年間でございます。お客様の安全確保の観点から、緊急事態措置終了後の手続きをご検討いただきたく、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

3. 払いもどし取扱箇所

- ・常 総 線 取手駅、戸頭駅、守谷駅、水海道駅、下妻駅
- ・竜ヶ崎線 竜ヶ崎駅

※関鉄線各駅から定期乗車券の払いもどしのために定期券発売所設置駅へ向かわれる際は、定期乗車券を使用せず、自動券売機にて普通乗車券(きっぷ)をご購入のうえ、駅係員窓口にお申し出ください。

4. ご注意

(1)定期乗車券の払いもどしについて、上記【該当となる条件】に合致し、払いもどしをご希望される場合は、定期乗車券をご使用にならないようお願い致します。

以上

関東鉄道株式会社